

施設の休館期間の延長について

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を踏まえ、休館期間を令和3年1月8日（金）から、令和3年2月7日（日）まで延長いたします。利用者の皆様には御不便をおかけしますが、御理解・御協力をお願いします。

- 期間中の利用に係る主催事業並びに新規受付は行いません。
- 期間は、今後の感染状況に応じて変更になる可能性があります。
- 詳細については、今後ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。